

野田市指定ごみ袋製造供給業務公募型プロポーザル募集要項

この要項は、野田市（以下「本市」という。）指定ごみ袋製造供給に係る業務（ごみ袋作成、運搬、納品、支払など）において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受注候補者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

野田市指定ごみ袋製造供給業務

2 供給場所

野田市環境部清掃計画課指定場所

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日までとする。

4 提案限度額

202,291,350 円（消費税抜き）

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

5 発注者

野田市長 鈴木 有

6 業務内容

業務の範囲及び内容については、「野田市指定ごみ袋製造供給業務仕様書」一式に記載されている内容のとおりとする。契約締結の翌日から令和6年9月30日までは、業務引き継ぎのための準備期間として、現契約業者から業務全般の内容を受け業務遂行に支障をきたすことがないように引き継ぐものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

7 目的

ごみの減量施策で有効的な指定ごみ袋制度において、高度な技術力や専門性、創造性や企画力及び豊富な経験を有する事業者からの企画提案を一定の基準で評価・選択する公募型プロポーザル方式で委託業者を選定することにより、指定ごみ袋制度をより効率的・効果的に実施することを目的とする。

8 応募資格

応募者は、次の要項をすべて満たしていなければならない。

(1) 野田市入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。

(2) 公共機関及び民間企業におけるごみ袋製造及び運搬、搬入事業について、過去5

- 年間に契約の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者ではないこと。また、同条第 2 項に規定する参加の制限を受けている者ではないこと。
 - (4) 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けている者ではないこと。なお、参加申請書類の提出期限から受注候補者が特定するまでの期間に、野田市から指名停止措置を受けた者は、参加資格を失う。
 - (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産法手続開始の申立、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続の申立をしていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続の開始または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者はこの限りではない。
 - (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律 54 号）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）に抵触する行為を行った者ではないこと。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に係る法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号または第 6 号に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

9 応募手続き等

(1) スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 公示 | 令和 6 年 5 月 21 日（火） |
| ② 応募申込書の提出期限 | 令和 6 年 5 月 31 日（金） |
| ③ 質疑書提出期限 | 令和 6 年 5 月 31 日（金） |
| ④ 質疑回答 | 令和 6 年 6 月 5 日（水） |
| ⑤ 企画提案書等提出期限 | 令和 6 年 6 月 12 日（水） |
| ⑥ プレゼンテーション | 令和 6 年 6 月 19 日（水） |
| ⑦ 審査結果発表 | 令和 6 年 6 月 21 日（金） |
| ⑧ 契約締結 | 令和 6 年 6 月 28 日（金） 予定 |

(2) 応募方法

- ① 募集要項・仕様書等の配付
配付期間 令和 6 年 5 月 21 日（火）～5 月 31 日（金）
配付方法 野田市役所のホームページからダウンロードによる。
<https://www.city.noda.chiba.jp/index.html>
- ② 応募申込書の受付
提出期間 令和 6 年 5 月 21 日（火）～5 月 31 日（金）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日を除く）
提出先 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所環境部清掃計画課
提出方法 清掃計画課に直接持参、もしくは郵送（配達証明付書留郵便に限る。
提出期限内必着のこと。）

③ 応募申込に係る提出書類

【応募申込書類】各1部

- (1) 応募申込書（様式第1号）
- (2) 登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）
- (3) 印鑑登録証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）
- (4) 納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）
 - ・国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明）
 - ・法人市民税の納税証明書（最新事業年度のもの）

④ 質疑書の提出及び回答

質疑がある場合には、次のとおり質疑書を提出してください。

- ・受付期間 令和6年5月21日（火）～5月31日（金）
午前8時30分から午後5時15分まで（土日を除く）
- ・提出方法 「質疑書」により電子メールまたはFAXで野田市環境部清掃計画課に提出してください。
メールアドレス seisou@mail.city.noda.chiba.jp
電話 04-7123-1752
FAX 04-7123-1074

※提出にあたっては必ず質疑書の着信を清掃計画課に電話にて確認すること。

- ・回答方法 令和6年6月5日（水）までに、電子メールまたはFAXで回答。

⑤ 企画提案書の受付

提出期間 令和6年6月5日（水）～6月12日（水）
午前8時30分から午後5時15分まで（土日を除く）
提出先 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所環境部清掃計画課
提出方法 清掃計画課に直接持参、もしくは郵送（配達証明付書留郵便に限る。
提出期限内必着のこと。）

⑥ 企画提案に係る提出書類

【企画提案書類】各10部（原本1部、写し9部）

- (1) 企画提案書（様式第2号）
 - ・企画提案書（様式第2号）は所定の様式を使用し、申立書（様式第3号）、事業者概要書（様式第4号）、企画提案概要説明書（様式第5号）及び参考資料を添えて提出すること。
- (2) 企画提案概要説明書（様式第5号）
 - ・企画提案概要説明書（様式第5号）は所定の様式を使用し、各項目の実施概要を記載すること。
 - ・実施概要を記載した上で、詳細な説明と参考資料を用いて行う際は、各実施概要に対する資料の番号やページ数も記載すること。
 - ・提出資料のサイズは、日本工業規格によるA4サイズとする。（両面印刷可、カラー印刷可）
 - ・ページ数は20ページまでとする。

- ・提案趣旨やアピールしたいポイント等を簡潔に分かりやすく記述すること。
- ・提案に当たり追加資料が必要な場合は、企画提案書と一緒に提出すること。
- ・本市と受託事業者の役割を明確にし、提案すること。

(3) 企画提案概要説明書の記載事項

企画提案概要説明書に記載する主な記載事項は次のとおりとする。

主旨理解・業務実施体制	・本業務に必要な作業項目及び実施体制を工程順に表形式等で記載してください。また、本市との打合せの方法や頻度を記載してください。
指定ごみ袋の性能	・指定ごみ袋の性能（規格・材質・強度等）にかかる製造拠点及び製造体制並びに品質管理（社内チェック）体制について記載してください。
改善・追加提案事項	・指定ごみ袋の5言語表記などの指定ごみ袋のレイアウト改善提案など、本業務に係る独自の提案があれば記載してください。ただし、提案事項は、本業務の受託費用の範囲で実施できるものとします。
安定供給	・原材料の調達計画、袋の製造、納品までのスケジュールを記載してください。
緊急対応性	・供給不足が懸念される事態となった場合の対応策を記載してください。

(4) 見積書（様式第6号）

○注意事項

- ・提出書類の差し替え等は、提出期間内に限り行うことができ、提出期間終了後の追加資料の提出はできない。
- ・上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求められることがある。
- ・企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、すべて応募者の負担とする。
- ・企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ・企画提案書は、1者につき1案までとする。
- ・代理人を定める場合は委任状も提出すること。

10 審査項目及び評価方法

(1) 得点配分

別紙「野田市指定ごみ袋製造供給業務公募型プロポーザル方式審査基準について」のとおりとする。

(2) 評価主体

評価は、「野田市指定ごみ袋製造供給業務事業者選定委員会」が行う。選定委員は、野田市職員による計6名の委員で構成するものとする。

(3) プレゼンテーション

応募者を対象に次のとおりプレゼンテーションを実施する。なお、欠席した場合は、応募を辞退したものとみなす。

日 時 令和6年6月19日（水）

場 所 野田市役所庁舎内会議室

内 容 企画提案説明（20分以内）及び質疑応答（10分以内）

※実施日時等は改めて、応募申込者宛に令和6年6月12日（水）までに通知します。

（4）出席者 3名以内

（5）評価方法

別紙「野田市指定ごみ袋製造供給業務公募型プロポーザル方式審査基準について」に従い評価、採点し選定委員1名当たり100点満点、合計600点満点で、各委員の総合評価点が最も高い点数を得た応募者を受注候補者として選定する。

（6）結果通知

審査結果については、電子メールで通知する。

（7）審査結果の公表

審査結果については、市ホームページで公表する。

（8）注意事項

・プレゼンテーションの際、プロジェクター等の使用も可とします。ただし、事前に担当課と協議して下さい。

・最高点を得たものが辞退を申し出た場合や次の「1.1 留意事項」に該当した場合は、次順位の者を受注候補者とする。

・評価結果に対する一切の異議申し立ては、受理しない。

1.1 留意事項

次のいずれかに該当するときは、受注候補者としての決定を取り消す。

（1）審査書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

（2）受注候補者の決定から契約締結までの間、受託者候補者の資金事情の変化等により、契約の履行が困難であると野田市が判断したとき。

（3）その他、受注候補者が応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

1.2 契約締結

受注候補者と業務に係る随意契約の見積徴収、企画提案書、仕様書等の契約交渉を行うものとする。ただし、受注候補者に事故等があり、見積書等の徴収が不可能となったときは、次順位者を契約交渉、見積書徴収の相手方とする。

1.3 その他

（1）審査書類は特別の場合を除き返却しない。また、審査書類は原則非公表とするが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、野田市情報公開条例に基づき開示する場合がある。なお、開示に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。

（2）応募者が1者の場合でも、審査、評価を実施し、選定の可否を決定します。

（3）応募申込後にやむを得ず応募申込を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第

7号)を野田市に書面で提出すること

1 4 問合わせ先

野田市 環境部 清掃計画課

所在地 〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

電 話 04-7123-1752 FAX 04-7123-1074

メールアドレス seisou@mail.city.noda.chiba.jp

別紙

野田市指定ごみ袋製造供給業務公募型プロポーザル方式審査基準について

○審査について

提案の審査については、提出された企画提案書等の審査を行い、評価が上位の者から順に優先交渉予定事業者として、順位付けを行う。

○審査項目について

審査項目は以下のとおりとする。

区分	審査項目	評価基準	配点
企業実績	同種又は類似業務実績	・公共機関及び民間企業におけるごみ袋製造（ポリエチレン・バイオマスポリエチレンの実績）及び運搬、搬入事業について、過去5年間の契約実績について評価する。	10点
提案内容	主旨理解・業務実施体制	・本業務で必要な作業項目に漏れはないか。業務を遂行する上で十分な実施体制が確保されているか。また、本市との打合せの方法や頻度は適切となっているか評価する。	15点
	指定ごみ袋の性能	・指定ごみ袋の性能（規格・材質・強度等）にかかる製造拠点及び製造体制並びに品質管理（社内チェック）体制の状況について評価する。	10点
	改善・追加提案事項	・指定ごみ袋の5言語表記などの指定ごみ袋のレイアウト改善提案など、本業務に係る独自の提案について評価する。	10点
	安定供給	・原材料の調達計画、袋の製造、納品までのスケジュールが適切なものとなっているか。 ・安定供給（製造、配送・在庫管理）を継続するための方策について評価する。	15点
	緊急対応性	・供給不足が懸念される事態となった場合の対応策が適切なものになっているか。また、不良品が確認された場合の対応策は適切かどうかを評価します。	15点
価格	見積書	・（最低見積金額÷見積金額）×配点	25点
合計			100点